

第6回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月25日(月) 午後1時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 大会議室
3. 出席委員(9人)

1番 巻坂 藤博	2番 後藤恵美子	3番 齋藤 祐一
4番 渡部由美子	5番 長岡 賢市	6番 渡部 晃子
7番	8番 遠藤 智行	9番 二瓶 幸浩
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員 7番 手塚 康博
5. 農業委員会事務局員 竹田辰秀局長 手塚寿子局長補佐 大谷部良明専門員
6. 議事日程

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 報告第 1 2 号 | 農地法第 1 8 条の規定による届出について |
| 日程第 4 報告第 1 3 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 5 議案第 1 9 号 | 利用状況調査に伴う農地・非農地判断について |
| 日程第 6 議案第 2 0 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 7 議案第 2 1 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 議案第 2 2 号 | 飯豊町農用地利用集積計画の承認について |
| 日程第 9 議案第 2 3 号 | 飯豊町農用地利用集積計画の承認について |
- (農地中間管理事業)

議 長

令和5年も1週間を切りまして、大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。令和5年の最後の総会で、忘年会も予定されていますので、例年なら南陽市の方に出かけてたんですが、地産地消で、地元の商店を応援しようということで、地元を選んで頂いたようです。

農政に目を向けますと、たった3か月で農水大臣を始め3人の大臣が変わるという異常事態になっておりまして、農水大臣の時は、副大臣もと報道が流れて、一瞬びっくりしたんですが、地元の代議士の方は、関係がなかったということで、胸をなでおろしたところでもあります。昔から猫の目の背と言われるほど、目まぐるしく変わる農政の大臣がころころ変わるの、この先、大変なのかと残しつつも、新しい年の農業に目を向けて、希望を持って進んでいくことが、委員会として、大事なことと思います。今月の6日に農業者との意見交換会に参加して頂きありがとうございます。それぞれ、三人三様の意見があったように、これからも地域に入って、地域計画を立てる上で、会議の方法を委員の方と共に、少し勉強しながら、スムーズに会議が進むと思ったところでした。長期予報では、大晦日から正月にかけて穏やかな天気です。最後の総会でもありますので、慎重審議をお願い致します。

それでは、ただいまより第6回総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立致します。これから議事に入ります。日程第1「議事録署名人の指名について」運営内規第8条の規定により、〇〇〇、〇〇〇を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮り致します。会期は本日1日限りといたしますが、異議ありませんか。

委 員

異議なし

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第12号「農地法第18条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

それでは農地法第18条の規定による報告について報告致します

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字薺元 962 はじめ2筆	
	地目地積	田2筆で 12,058 m ²	
2 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	宇津沢字中田 517-1 はじめ4筆	
	地目地積	田4筆で 4,808 m ²	

3 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字三本松 4312 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,964 m ²	
4 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	川内戸字屋敷下 405 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 14,481 m ²	
5 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	川内戸字屋敷下 410-2 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,900 m ²	
6 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	宇津沢字泉 188-11 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 12,785 m ²	
7 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	宇津沢字泉 188-11 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 12,785 m ²	
8 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字北田三 898	
	地目地積	田 1 筆で 2,282 m ²	
9 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字北田三 898	
	地目地積	田 1 筆で 2,282 m ²	
10 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	下屋地字三本木 447-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,975 m ²	
11 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	下屋地字三本木 447-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,975 m ²	

1 2 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田一 2121-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 5,198 m ²	
1 3 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田一 2121-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 5,198 m ²	
1 4 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字山崎 3788	
	地目地積	田 1 筆で 4,992 m ²	

以上、1 4 件、報告致します。

議長 報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第 4 報告第 1 3 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 それでは農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について説明致します

1 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字中通 5263 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 4,055 m ²	

1 番は、相続によるもので、取得日は令和 5 年 3 月 22 日、あっせんの希望はありません。以上、1 件、報告致します。

議長 報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第 5 議案第 1 9 号「利用状況調査に伴う農地・非農地判断について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 それでは、利用意向調査に伴う農地・非農地について説明させていただきます。非農地判断になった場合、地方税法第 3 8 1 条第 7 項の申出に基づく登記官の職権による地目の変更の登記の取り扱いについて記載されております。農業委員会が非農地と判断した土地について地方税法第 3 8 1 条 7 項の規定に基づき、市町村長が法務局に対して地目変更の申出を行う取り扱いに言及されています。本来、

不動産の登記については、所有者が登記するのが原則ですが、所有者が申請を期待する状況にあります。亡くなった所有者が法務局に行って、登記するのが、ハードルが高いので、第381条申出に基づき、登記官の職権による地目の変更の登記を行うことは、一括して多くの土地の現況地目を登記簿に反映することにつながり、これは不動産の物理的状況を登記記録上明らかにすることという表示に関する登記の制度趣旨に合致するものなので、農業委員会で審議して頂き、その結果で登記することが可能になっていますので、進めていきたいと思っております。今年の8月25日の農地パトロールで確認されております。

1 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字上高野一 2241-1	
	地目地籍	田 1 筆で 1,172 m ²	
2 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字上高野一 2241-2	
	地目地籍	田 1 筆で 155 m ²	
3 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字上高野二 2255-2	
	地目地籍	田 1 筆で 148 m ²	
4 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字上高野一 2245-1 はじめ 4 筆	
	地目地籍	田 4 筆で 3,386 m ²	
5 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字上高野一 2245-3 はじめ 2 筆	
	地目地籍	田 2 筆で 1,535 m ²	
6 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字上高野二 2263 はじめ 2 筆	
	地目地籍	田 2 筆で 874 m ²	
7 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字柳沢 4763	
	地目地籍	田 1 筆で 3,410 m ²	
8 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字川原 844-27	
	地目地籍	田 1 筆で 481 m ²	
9 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字山之神前 2680-1	
	地目地籍	田 1 筆で 287 m ²	

10番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字三ノ坂 2951-1	
	地目地籍	畑 1筆で 2,717 m ²	
11番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字上台 1873	
	地目地籍	畑 1筆で 180 m ²	
12番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字上台 1875	
	地目地籍	畑 1筆で 100 m ²	
13番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字上台 1874	
	地目地籍	畑 1筆で 188 m ²	
14番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字鍋倉向 1733-1 はじめ 2筆	
	地目地籍	田 2筆で 542 m ²	
15番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字漆穂 1713-2 はじめ 4筆	
	地目地籍	田 4筆で 2,708 m ²	
16番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字田中前 5043 はじめ 6筆	
	地目地籍	田 5筆畑 1筆で 2,803 m ²	
17番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字岩ノ鼻一 1738-3 はじめ 4筆	
	地目地籍	田 4筆で 2,177 m ²	
18番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字大高峰一 1099 はじめ 2筆	
	地目地籍	田 2筆で 885 m ²	
19番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字大高峰一 1094 はじめ 4筆	
	地目地籍	田 4筆で 1,941 m ²	
20番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字大高峰一 1101	
	地目地籍	田 1筆で 307 m ²	
21番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字西高峰上 1260	
	地目地籍	田 1筆で 829 m ²	

2 2 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字大高峰一 1100	
	地目地籍	田 1 筆で 125 m ²	
2 3 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字堤 971-1 はじめ 15 筆	
	地目地籍	田 15 筆で 9,858 m ²	
2 4 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字堤 985-3	
	地目地籍	田 1 筆で 55 m ²	
2 5 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字大高峰一 1097	
	地目地籍	田 1 筆で 1,401 m ²	
2 6 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字湯ノ花 2962-1	
	地目地籍	田 1 筆で 313 m ²	
2 7 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字北山之神前 1715-1	
	地目地籍	田 1 筆で 3,808 m ²	
2 8 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字松ノ下 1707-2	
	地目地籍	田 1 筆で 161 m ²	
2 9 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字上山田 1723	
	地目地籍	田 1 筆で 1,289 m ²	
3 0 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字松ノ下 4577	
	地目地籍	田 1 筆で 120 m ²	
3 1 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字松ノ下 1702-8 はじめ 6 筆	
	地目地籍	田 5 筆畑 1 筆で 2,093.31 m ²	

以上、31件、非農地と判断したいと思いますので、ご検討宜しくお願い致します。

議 長

ただいま、事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、意見等ありましたらお願い致します。格別ないようでしたら、承認することに賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第6議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字石箱道上 1436-2 はじめ 7 筆	
	地目地積	畑 7 筆で 2,036 m ²	

以上1件につきまして、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。〇〇〇

〇〇〇 今回、〇〇〇がお休みなので、私が読ませて頂きます。1番の案件ですが、〇〇〇が、前は萩生に在住で、現在は長井市在住で、住宅を買って欲しいと話があり、併せて住宅西側に隣接の転作農地も買って欲しいと話がありました。当該農地が〇〇〇の近隣であり、今度、適正に農地管理をしていくことなので、問題はないということでした。宜しくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第7議案第21号「農地法第5条の規定による計画申請について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇

申請地	萩生字原尻 753-1
地目地積	畑 1 筆で 346 m ²

農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明致します。申請地は、飯豊町役場から北北東へ約2.7キロメートルの位置にある農地です。詳細な場所については位置図・案内図を添付しておりますのでご覧ください。続いて転用事由について説明します。転用事由は、住宅を建築するものです。計画図も添付しております。工事着手は、許可後で、令和6年11月11日に完了予定です。

補足説明を行います。事業費は〇〇〇万円となっております。資金計画につきましては全額借入金の予定です。取水・排水計画については、取水は上水道。排水方法は汚水、生活雑排水については集落排水、雨水は地下浸透でございます。土地改良区との関係でございますが、白川土地改良区外で問題はありません。被害防除計画について説明いたします。切土造成後、隣地との高低差は生じません。近傍農地への影響については、建物の高さを加減し、被害防除に努めます。農業用排水施設等に及ぼす影響はございません。以上の内容について、12月11日に地元農業委員の〇〇〇と現地確認を行っております。農地転用の基準であります。申請地は10ヘクタール以上の一団の農地が広がる区域内にある農地であり、第1種農地の転用であります。第1種農地の転用は、原則許可することができないとされております。しかし、住宅建設の申請において、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものは例外的に許可できるとされております。以上説明いたしましたので、ご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議 長 事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。〇〇〇

〇〇〇 〇〇〇と、〇〇〇は親子関係で、現在、〇〇〇はアパートに住んでおります。今回、〇〇〇は住宅の新築にあたり、実家後ろの農地を新築場所としました。当該場所は、萩生の住宅と隣接しており、特に問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第8議案第22号「飯

豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、説明致します。所有権移転が4件、新規の利用権が5件、利用権の再設定が4件であります。

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字北田三 898	
	地目地積	田 1 筆で 2,282 m ²	
2	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字下町一 646 はじめ 3 筆	
	地目地積	畑 3 筆で 1,654 m ²	
3	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田一 2121-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 5,198 m ²	
4	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字中洞三 6693 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 11,681 m ²	
5	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字下町一 651	
	地目地積	田 1 筆で 498 m ²	
6	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字寺ノ下二 1000-1 はじめ 10 筆	
	地目地積	田 10 筆で 22,284 m ²	
7	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字北目 3929-1 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 27,518 m ²	
8	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇

	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字山崎 3788	
	地目地積	田 1 筆で 4,992 m ²	
9	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字石箱道下 3684-1	
	地目地積	田 1 筆で 4,686 m ²	
10	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字坊屋敷 4433-1 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 15,277 m ²	
11	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字雪舟町 4502	
	地目地積	田 1 筆で 468 m ²	
12	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字西高峰 1019 はじめ 14 筆	
	地目地積	田 14 筆で 15,250.17 m ²	
13	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字道金上台 4396-1 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 3,770 m ²	

1 番、2 番の案件は〇〇〇となっておりますが、交換するということでもあります。以上、1 3 件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようよろしくお願い致します

議 長

事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願い致します。〇〇〇

〇〇〇

1 番 2 番の案件ですが、事務局から説明のあったように関連しております。1 番の案件の〇〇〇は〇〇〇の父親になります。2 番の案件の〇〇〇は〇〇〇となっております。土地の交換で〇〇〇になっております。4 番の案件ですが、今まで〇〇〇が耕作しておりまして、〇〇〇が終活に入ったということで、田んぼを売りたい、双方とも納得した金額ですので、問題ないと思われま。5 番の案件ですが、〇〇〇がハウス

を建てている一部であります。双方とも納得している賃料なので、問題ないと思います。6番の案件ですが、他の田んぼあるんですが、それも数年前から〇〇〇が借りていますが、何ら問題が起きておりませんので、今回の賃借も問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 7番の案件ですが、〇〇〇は中ノ目地区の若手農家として、稲作を中心として規模拡大を図っております。また、中ノ目北宮農組合の一員として頑張っており、当該組織は将来に向けた法人を目指しており、適当だと思います。賃貸料は双方協議の上、決定をしたところですが。土地改良費は地主負担となっております。8番の案件ですが、7番の案件と同じになります。9番の案件ですが、〇〇〇は、中地区の担い手として稲作、畜産の経営をしており適当と思われます。賃貸料は双方協議の上、決定しております。土地改良費は地主負担です。10番の案件ですが、〇〇〇は萩生地区の担い手で、稲作中心にしっかりした経営をしているので、適当です。賃貸料は再契約を考慮し、双方協議の上、決定しております。土地改良費は地主負担です。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 3番の案件ですが、12/17に〇〇〇の方にお話を伺いに行きました。〇〇〇とはお隣通しで、作付けもお願いされていたようですが、購入も打診されたようでした。双方とも納得の金額となっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 12番、13番の案件ですが、元々、〇〇〇にお願いしており、今回、再設定した案件で、何ら問題ないとお聞きしております。ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 それでは質疑に入ります。事務局説明に関連して、質問、意見等ありましたよろしくお願ひします。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第9議案第23号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理事業）」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員

それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（農地中間管理事業について説明致します。新規利用権14件、再設定1件の合計15件であります。

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字中野 270	
	地目地積	田 1 筆で 1,039 m ²	
2	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字黄金台 3797-2	
	地目地積	田 1 筆で 270 m ²	
3	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字兀ノ下 2656-1	
	地目地積	田 1 筆で 5,010 m ²	
4	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字万九郎 1322 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 18,509 m ²	
5	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	宇津沢字佛之下 30-3 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 4,368 m ²	
6	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	宇津沢字砂田 210-3 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 6,100 m ²	
7	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	川内戸字中道端 388 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 8 筆で 11,941 m ²	
8	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字藤兀 962 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 12,656 m ²	
9	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇

	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	白川字打揚 584	
	地目地積	田 1 筆で 1,436 m ²	
10	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	宇津沢字泉 188-11 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 12,785 m ²	
11	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	宇津沢字北台 226-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 3,096 m ²	
12	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	川内戸字下館 443 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 14,881 m ²	
13	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	上原字上角間田 207-2 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 970 m ²	
14	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	下屋地字三本木 447-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 7,467 m ²	
15	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字毛下野上 4733-4 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,205 m ²	

議 長 事務局説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明について、質問、意見等ありましたら、お願い致します。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって、承認することに決定致しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第 6 回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午後 2 時 2 6 分閉会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

議 長 _____

署名委員 (2 番) _____

署名委員 (3 番) _____